

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクグループ
	提出された 意見内容 (該当部分)	アクセス回線会社の設立
上記の意見内容に対する再意見	<p>光の道は、我が国が今後の高齢化、少子化社会を向かえるにあたり、国民生活の厚生、経済厚生の向上を担う、投資案件であると考えます。とりわけ、医療、教育、自治体の運営においては、この光の道を基盤として、民間以上に、IT 技術を活用した業務運営・管理を確立していかなければ、国民の福祉に問題が生じることになるでしょう。100 歳のお年寄り不在事件や、ずさんな年金管理などを見れば、行政の人による管理限界が見えてきていることは明確であります。また、高度成長期を支えてきた、鉄鋼、車、電機に代わる情報産業は、現日本における内需拡大を喚起する起爆剤に変わりはありません。</p> <p>他方、地方のインフラ整備においては、コスト負担は、郵政の地方の在り方と同じ議論に行き着くと考えます。JR の競合が地方にできないことを見ればわかるとおり歴史的な大インフラを持つ企業が、地方で支配的になるのは今後も変わりはない。どのキャリアがどこまで面倒をみるというよりも、地方の行政窓口(住民窓口)、郵便事業、通信アクセス回線会社など、地方という切り口で、ひと括りの会社として検討してはどうだろうか。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク
	提出された 意見内容 (該当部分)	(4)メタル回線撤去の必要性
上記の意見内容に対する再意見	電話も IP 電話や光電話が使われており、一般家庭でもメタル回線との比率は逆転している。 携帯電話の普及率を考えれば、基本料金、通話料金の高額なメタル回線を使用した固定電話を使用している家庭は、その存在を知りえない者たちと言える。 ソフトバンクが記載しているようにその故障率が高く、維持費も高額となるのであれば、その維持費に使用する金額を光回線設置に使用すべきである。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	その他(1)今後の議論の進め方 「光の道」構想は日本の将来を左右するとともに、国民生 活の在り方に直結する重要な政策であり、政策決定に あたっては、国民の声を反映しながら進めていくことが 不可欠と考えます。今回、このような形で意見募集が 行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論に はなっているとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一 層推進していくべきです。
上記の意見内容に対する再意見		光の道は、実際に誰が誰のために行う事を考えていくと、 国家が国民のために実現していくためのものでありま す。そのためには、国だけ企業だけではなく広く国民の 意見を取り入れるような議論が必要と考えます。無論、 国民全ての意見を取り入れる事は無理であると思いま すが、少しでも多くの国民の意見を取り入れる議論の 実施と、議論事態を知る権利ももちろんあるわけなの ので、インターネットライブ中継などによる議論の公 開を要望します。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。</p> <p>その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>構造分離を行うことにより、正に接続事業者間の競争阻害を取り除けることに同意する。</p> <p>今後の日本のIT国家としての世界的な競争力はブロードバンドをよりよく活用できるサービス・アプリケーションの充実に他ならず、そのための第一歩として低廉なブロードバンドサービスの実現に向けアクセス回線会社のNTTグループからの構造分離は必須と考える。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT 東西のアクセス回線部門を分離した民間の新会社設 立による効率化と 2015 年に実現可能な唯一の方法
上記の意見内容に対する再意見	<p>NTT 東西がアクセス網と一体で事業展開を行っているこ とにより公正な競争は阻害されており、このままの寡占 状態が継続されることは、総務省が 2015 年を目処に進 めている光の道構想の実現は不可能かと思えます。 私がソフトバンクグループの意見書に賛同する理由として は、2015 年に全世帯に普及させるというマイルストーン の中で、①既存のメタル回線からの撤去を同時に実施 することによるコストの二重化を廃止し、②ADSL ユー ザの移行も考慮していること、③また地デジのようにユ ーザ側には新たな負担や契約等の手続きをさせずに スムーズな移行をさせること、④無料化が必要な世帯 への対応にも配慮を見せている点、⑤そして、これらを 公的資金の投入無しに実現を可能としている点が秀でた 考えと思えます。</p> <p>また、光の道構想は国民全体の利益に繋がることから、 広く国民にオープンにし、もっと活発な意見を募集し、 合意形成のもと進めるべきと思えます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が 事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が 現在よりも低廉なものになり、これらの相乗 効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も 期待されます。
上記の意見内容に対する再意見	まさにその通りかと思えます。 分離させる事で公正な競争環境を実現させユーザーに還 元して欲しい。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ソリマチ株式会社
-------	----------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見	超高速ブロードバンドの環境整備においては、ソフトバンク社が提案するような民間主導による効率的かつ、極力公的資金を使用せずに実現できる方法を模索する必要があるものと考えます。 安易な公的資金投入により非効率的なスキームが構築されてしまうデメリットを懸念いたします。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	福岡ソフトバンクホークスマーケティング(株)
-------	------------------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		当社は福岡という地方都市圏を商圈とする企業であり、中央・地方の情報格差のない全国民が平等に情報を享受するという上記の意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB
	提出された 意見内容 (該当部分)	・NTTアクセス回線会社の分社化 ・Wi-Fiアダプタでの無料インターネット
上記の意見内容に対する再意見		・NTTからアクセス回線会社を分社化することにより、ユーザー利用コストを安価に出来る部分納得。 ・Wi-Fiアダプタにてユーザーに負担を強いない形でブロードバンド利用率向上を行う部分賛成。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ネットワークコストの二重構造を完全に廃止、トータル維 持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見	上記の意見について支持します。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ディーコープ株式会社
-------	------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		社会インフラとして是非必要です。賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		公的資金に頼ることを前提で検討せず、まずは民間主導で検討すべきと考えます。賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分がNTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富なNTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		企業間で競争するのではなく、社会インフラとしてアクセス回線会社がベースとなりうるインフラを整備し、そのインフラの上で競争をすれば良いと思います。賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプシオン 100% が達成されることとなります。

上記の意見内容に対する再意見	動画を含む大容量のデータをストレスフリーで共有できることで当社の行っている入札インフラにおいても多大なメリットをユーザーに提供できることとなります。賛同します。
----------------	--

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	関西データコム株式会社
-------	-------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(4)現状、NTT 東西殿のアクセス回線は、メタル回線と光回線の二重構造となっているため、維持費が割高になっています。メタル回線については、その60%が敷設後20年以上経過していることから、故障の可能性も高くなっており、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するものとなっています。弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見	2重構造による維持費の割高、故障の可能性の増加は、光回線1つにまとめる事によって、改善ができる内容であり、トータルコストの大幅削減になります。 最終的に故障という形に繋がってしまう可能性を高めるよりも、2重構造から光回線1つにまとめる、ソフトバンクの案に賛成致します。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	APPLIYA 株式会社
-------	--------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければならないので。当然、賛同します。
上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であるなら、税制負担なしにこ、国民の負担なしに出来るのであれば賛同します。
上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要だと思うので、賛同します。
上記の意見内容に対する再意見		

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社 アイ・キャン
-------	-------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	281
	意見提出者	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>◆設備競争の確保は、利活用促進の生命線</p> <p>近畿地域における事例を紐解くまでもなく、これまでも複数の事業者が複数のネットワークインフラを整備し、設備競争を実施してきたことにより、サービス提供エリアの拡大、低廉な価格の実現、サービス品質の向上等を果たしてきたことは明らかであり、公正な競争原理が健全に機能することが、結果として利用者の利便性の向上、投資コストの低減、市場の拡大及び効率化努力等を通じた事業者の収益性の向上に繋がってきたといえます。</p> <p>このようなことから、少なくとも超高速ブロードバンド網を整備する主体を、現在一つの案として検討されているような、独占的な事業者一社に限定する案では、上述のような競争によるメリットを放棄するだけでなく、ネットワーク利用料の高止まりやサービス・保守運用の水準劣化、ネットワーク技術革新の停滞等の弊害をもたらし、ひいては利活用の低下につながる恐れが極めて高いといえます。</p> <p>いずれにしても、多様な者による多様なネットワークの整備と利活用、そしてこれらの者・網間の公正な競争こそが、国民消費者の利便性向上に最も資するものと考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>上記、社団法人日本ケーブル連盟の意見に賛同いたします。</p> <p>前回、当社も主張いたしましたが、少なくとも競争の存するエリアにおいては、設備競争を前提としたサービス競争の実施により、結果として各社各様の、かつコスト効率に優れたサービスがエンドユーザに提供されるものと考えますが、これが一社独占となった場合には、そのような競争のメリットが失われ非効率的なコストに基づくサービスを提供せざるを得ないばかりか、採用される線路設備等の構築技術が一部の電気通信事業者のみを利する結果にならないか等、技術中立性の観点からも非常に大きな不安を感じます。</p> <p>前回のパブリックコメントにおいて、CATV事業者が</p>

既に構築した線路設備が光の道構想のなかでどのように位置づけられるのかまったく明らかにされていないことに対する不安については申し述べましたが、仮に、CATV事業者は自ら構築した設備と光の道による設備とより安いものを選べるので民業圧迫ではないという考え方があれば、大きな認識誤りがあるといわざるを得ません。

既に、当社及びNTT西日本や電力系事業者が光ファイバにより競合しているエリアについては、マーケットがあり、投資構築のインセンティブがあるわけで、いままさらこのようなNTT光アクセス会社のスキームを導入する必要はありません。また、当社のみがブロードバンド用線路設備を構築しているエリアにこのような形で光ファイバが構築され、当社コストより安い料金で提供された場合は、自社設備がある以上当社が乗り換えることは考えにくく、その光を利用した新規参入事業者と不当な価格競争を強いられることになり、当社は非常に大きな経営上のリスクを負うこととなります。

当社がインフラを構築していないエリアにおいて敷設される光ファイバ設備については、一見当社にも利用の価値があるように思われるかもしれませんが、CATV用の線路設備と現在の電気通信事業者用の線路設備との間には技術的な規格、設備構成等に大きな乖離がある上、線路設備のターミナルが現状のNTT收容局となるのであれば、当社設備をNTT局に設置する等の必要が生じるなど、とても利用に耐えうるものとは考えられません。

つまり、いずれの場合であっても当社をはじめとするCATV事業者が、この施策の恩恵を受けるとは考えにくく、また、多くの“線路を敷設している”電気通信事業者が反対していることから、当該施策は、投資リスクをユニバーサルサービス基金等に転嫁することにより、リスクを負う事業者よりも優位にビジネスを進めようとする一部事業者を利する施策に他ならないと考えられます。

以上のように、“光の道”構想による光ファイバ設備の100%敷設構想は、従来の健全な設備競争・サービス競争による情報通信の発展を否定するものであり、また、一部の電気通信事業者のために莫大な構築コストを国民に転嫁する可能性があることも明らかであることから、是非とも、従来の競争又は補助金による設備構築という枠組みを生かし、健全な競争が担保される環境を構築されるよう、期待いたします。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	世界の国々においても、「光の道」同様、情報化社会の進展を見越し、超高速ブロードバンドネットワークの整備を政府が主導して進めており、国際競争力の観点からも、日本がそれらの国々に遅れをとるわけにはいかないと考えます。従って、「光の道」構想は、その早急な実現が求められます。
上記の意見内容に対する再意見		国の強い強制力をもって、光の道構想を推し進めるべき。ETC や地デジ移行と同じように、その是非やユニバーサルサービス性を問う懐疑的な声は必ず出てくるが、そうした声すべてに辻褃を合わせていくことはできない。次の世代のためにも、一企業の利己的な主張に囚われず、全体を俯瞰し、今のためではなく、未来のための敷設を行うべき。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	世界の国々においても、「光の道」同様、情報化社会の進展を見越し、超高速ブロードバンドネットワークの整備を政府が主導して進めており、国際競争力の観点からも、日本がそれらの国々に遅れをとるわけにはいかないと考えます。従って、「光の道」構想は、その早急な実現が求められます。
上記の意見内容に対する再意見	上記意見に対し、共感・賛同いたします。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>基盤インフラの整備にあたり最も重視すべきことは、いかに効率的に整備を行うかという点です。特に、現在超高速ブロードバンドが未整備の地域は、山間部や離島等が多く、一般的に情報通信基盤整備にコストがかかるとされている地域です。これまで、採算の合わないこれら地域については、国の支援を受けた地方自治体が整備を行い、民間事業者に対し、IRU に基づき貸し出しを行ういわゆる「公設民営方式」の採用が第一に検討されてきたところであり、タスクフォースにおいて整理された「光の道」構想実現に向けて「基本的方向性」（以下、「基本的方向性」という。）の中でも、当該方式の活用について触れられています。しかしながら、現在の我が国の財政状に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。弊社共としましては、以上の基本的な考え方に基づき、タスクフォースヒアリングにて、望ましい光アクセス基盤整備方法を述べさせて頂いたところであり、その概要は次のとおりです。</p> <p>まず、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 東西」という。）のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社（以下「アクセス回線会社」という。）を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの光回線を引き込むことを基本としますが、当該整備に係る設備投資額は約 2.5 兆円と試算しています。</p> <p>また、本設備構築については、5 年間での実現可能性と収益性に係る検証が必要となりますが、前者については、工事の効率化により、期限内での対応が可能であり、後者については、メタル回線の撤去による費用削減効果等により、公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字</p>

	<p>経営可能な安定的な事業体とすることが可能と弊社共は、考えています。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>	<p>No.269 の意見に賛成いたします。現在の日本の財政状態を鑑みても、公的資金の投入なしで全国民に超高速ブロードバンドを提供できる方法をまず検討すべきと考えます。NTT 東西殿が主張(特に採算の合わない地域への公的資金投入を前提とした整備の在り方)には疑問を感じます。また、アクセス網のみならず、コア網であるNGNのプラットフォームのオープン性確保については、様々な主張があることは承知しつつも、共通のアクセス網で同一の条件で利用できるオープンな構造が担保できるならば、先に申し上げた公的資金の投入なしという経済的利点からも、NTT 東西を構造分離した上での、アクセス回線会社を設立する方法を取ることが望ましいと考えます。一方、インフラを整備しても、コンテンツが充実し、利活用が進まないという意味がないという意見もありますが、デジタルデバイドの解消はそれらの議論の前提にあるものであり、インターネットの世界の市場環境や進化のスピードは、非常に速いことが様々な過去に事例から証明されている点からも、すぐにやれることから着手していかなければ、コンテンツが揃い始めた時点でインフラの整備に着手をしても手遅れになることは明白です。</p> <p>以上の様な点から、No.269 の意見に賛成ですが、NTT 東西殿が仰っているように、No.269 の試算に誤りや疑念があるのであれば、公開すべき試算に必要な情報を開示した上で、国民を巻き込んだオープンな議論を行うべきではないでしょうか。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 社、他
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT 東西の持つアクセス回線部門を構造的に分離した「アクセス回線会社」を設立し、光アクセス基盤整備を担わせる。
上記の意見内容に対する再意見	<p>NTT の大株主は財務大臣(実質持株比率 40.1%)、つまり、NTT の資産の約半分は国民の財産です。これを各事業会社(ソフトバンク等)に使わせることは、公的資金を使うことと、実質変わりはありません。</p> <p>にもかかわらず「公的資金に頼らずに」とうたった上記意見は、競争相手事業者(NTT)の体力消耗を狙い、自社の利益を得ようとする主張であり、公正な競争を忌避するものであると同時に、巧妙に国民の財産を盗み取ろうとするものと言えます。</p> <p>このような、自社のみ利益追求の主張には反対です。上記意見を採用するくらいなら、公的資金を使い、各社の公正な競争を堂々と進めるべきと考えます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社E・C・R
-------	-----------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi機能付アダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>すなわち、全世帯へのWi-Fi機能付アダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション100%が達成されることとなります。</p> <p>また、光ブロードバンドが全世帯に整備されることで、公的サービス以外にも光ブロードバンドインフラを利用した魅力的なサービスやアプリケーションが登場してくることが予測されます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>日本経済の牽引役となる情報通信産業の発展の為に、全世帯での超高速ブロードバンド化は必須であると考えます。</p> <p>公的サービスでの利活用とともに新たなサービスやアプリケーションの登場の為に、ソフトバンク社の提案は、光ブロードバンド化への道しるべになり得ると考えます。</p> <p>また、その整備については効率的になされる必要があり、同社が掲げる整備の在り方のおり、民間主導で模索していくことが必要であると考えます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社クリエイティブ・バンク
-------	-----------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		賛同する
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100% が達成されることとなります。
	上記の意見内容に対する再意見	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		公的資金に頼らずに、情報インフラ強化を推進できるセ策があるのであれば、賛成します。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社, ソフトバンクテレコム株式会社, ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	アクセス回線会社の設立
上記の意見内容に対する再意見	NTTの構造分離だけでなくNTTは経営情報を開示し, 資本・権利の分離が必要	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	日本テレコムインフォメーションサービス（株）
-------	------------------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		医療や教育などにおける地域格差という問題を解決するうえでのICT活用の為に「光の道」整備は必要である。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分がNTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富なNTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		「光の道」早期実現の為に、NTT 社員のこれまでの実績・経験を最大限に活用し、効率的な工事遂行を可能とする必要がある。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		「光の道」整備は、光アクセス基盤100%敷設による超高速ブロードバンド化とメタル回線維持費の100%削減がその大きな目的といっても良いと思う。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの

		利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション100%が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		地域医療連携や電子行政サービスなど高齢化社会に向けての諸問題を解決するため、「光の道」整備により国民に優しく、また、平等に公的サービスを無料で利用できる事が可能となる。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容(該当部分)	NTT東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		NTT東西殿の完全分社化が、不公正な競争環境を是正し、低廉な光アクセス網を利用した公正なサービス競争を促す。また、低廉化光ブロードバンドの普及がアプリケーション開発市場やサービス競争にも好影響を与え、ひいては経済の活性化が期待できる。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容(該当部分)	NTTグループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTTグループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見		NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平な競争環境整備が必要である。

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279
	意見提出者	東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ブロードバンド全体のエリアカバー率は99%に達し、光ブロードバンドについても、既に90%の世帯でご利用いただける環境(需要に即応できる環境)が整備されてきている中で、ブロードバンド全体の世帯普及率は約65%(その半数は光ブロードバンドで提供)という状況を踏まえると、光を敷設すれば利用率が100%になるというものではなく、「光の道」の実現に向けて重点的に取り組むべきことは、未だブロードバンドを利用していない35%の方々にご利用していただくために、ブロードバンドによりどのようなサービス等を実現するかということにあると考えます。
上記の意見内容に対する再意見	東日本電信電話株式会社の意見に賛成します。「光の道」実現に向けては、利用率の向上を図らなければならないと思いますが、先に意見提起させていただいたように、未だブロードバンドを利用していない約35%の方々に利用していただくために、料金だけでなく、国民のニーズに合った、特に私のような年配者でもブロードバンドにより、簡単かつ日常的に利用できる様々なサービスの提供が必要であると考えますので、そのための政策的な取組みを期待するとともに、国民の声を時間をかけて十分に把握し、議論・検討して取り組んでいただくことをお願いします。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社オーシャンブリッジ
-------	---------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		賛成します。民間のイニシアティブで整備できるのであれば、その可能性を優先して検討を進めるべきと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	具体的には以下のような取り組みを政策決定プロセスに取り込み、ICT を利用した直接民主主義を総務省殿が率先して実現していくべきです。 ・ ICT 活用 - インターネットライブ中継 - インターネットを利用した双方向討議
	上記の意見内容に対する再意見	

<p>「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見</p>	<p>提出された 意見内容 (該当部分)</p>	<p>論でも採用すべきと考えます。</p> <p>意見募集の在り方について、以下を提案させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般個人も含め、広く意見募集を行っている以上、ホームページ上において、意見募集のあるページは誰からも分かりやすくするよう、トップページからの遷移をできるだけ少なくする ・ 意見書提出については、Word や一太郎等にフォーマットを限定するのではなく、ツイッター等を含めた自由なフォームを認める ・ 集められた意見について、どのように政策に反映していくのか、意見募集開始の際に併せて公開する
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>賛成します。より多くの国民の声を集めて議論を深める必要があると考えます。Twitterは広く声を集める手段としては検討すべきと考えます。</p> <p>また、こうした意見募集においては、いつも、それがどのように反映されるのかが非常に分かりにくいと感じています。どのように政策に反映されるのか、明示していただきたいと考えます。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社データクラフト
-------	-------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	全体
上記の意見内容に対する再意見	私どももソフトバンクグループ殿の意見に全く同感であり、賛同いたします。光回線は社会的に重要なインフラであり、新会社設立により公正な競争環境を確立し、 独占状態を解消し、自由競争を促進することで、利用者により良いサービスを提供できるものと考えます。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ネットカルチャー株式会社
-------	--------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見	上記意見に賛同する。 民間企業にとっても新たなビジネスチャンスが大きく広がることが期待でき、このインフラ確保は重要な経営課題ととらえている。また、公平で自由な競争環境を保つことで各社がしのぎを削り、豊かな生活に欠くことのできない優良サービスが生まれてくると考えている。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク
	提出された 意見内容 (該当部分)	「光利用率向上について」 電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを有料 の光ブロードバンドのみならず Wi-Fi 機能付きアダプタ ーを経由した利用
上記の意見内容に対する再意見	高齢化社会・公平な情報取得、が全国民が可能とする事 が今後の日本の活性化、安心した暮らしに繋がると考 えます。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	256
	意見提出者	NTT
	提出された 意見内容 (該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の財政状況などを考慮すると公設民営には賛成し かねる。 ・ 公設民営にした場合、ランニングにおいて地方自治体 の負担が大きい。(線路保守費用等) ・ メタル回線と光回線の二重投資は無駄と考え、メタル 回線を早期に撤去し、利用価値の高い光回線の敷設 と維持にコストをかけるべき。 ・ SBが主張しているように、税金ゼロで出来ればその 方向がよい。 ・ 公設民営はNTTを焼け太りするだけではないかと思 う。 	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社ビューン
-------	----------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		豊かな国民生活を実現するために、全国民が平等に情報を享受する基本的人権として、「光の道」が社会インフラとして整備されていくべき、との考え方に賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		基盤整備にかかる初期投資額、運用コストを十分精査のうえで、整備スキームを検討する必要があると考えます。この際、競争原理とコスト効率化の観点から、民間で対応し得るものは民間主導とし、公的資金の活用は補完的な位置づけで検討を進めていくべきものと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		リードタイム・コスト効率の双方の観点を斟酌し、NTT 社員の経験と知識を活用できるインフラ整備のスキーム検討が必要と考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100% 敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100% 撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持

		費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		運用コストの増大回避のみならず、光ブロードバンド上で提供される各種サービス、アプリケーションの開発促進、市場経済に与える好影響を加味すると、新たなインフラ構築は、できるだけ短期間で旧インフラから移行が完了する方法を模索すべきと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容（該当部分）	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		公的資金の投入なしに、民間主導で効率的にインフラ整備が進むスキームを探り得る場合、それらの提案については、優先的に検討を行うべきと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容（該当部分）	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		過去の事例を鑑みても、新インフラの普及率と移行リードタイムは、あらたな基盤上で提供されるサービスの充実度と比例して向上、推進されていくものと考えられます。その意味で、公的、民間を問わず、光ブロードバンド上で提供されるサービスのロードマップと、ユーザーが享受するメリットをより具体的に明示していくことが、国民的コンセンサスを得るための近道だと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容（該当部分）	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
上記の意見内容に対する再意見		サービス、アプリケーションレイヤでの競争がグローバルに進展していく時代の趨勢において、公正な競争環境を実現、維持していくために、NTT東西殿の保有するアクセス網の構造分離（完全分社化）は必須、不可欠な要件だと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容（該当部分）	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離（完全分社化）を実現することで達成可能であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		競争環境の促進、ユーザーが享受するサービス品質の向上

		という観点で、NTT 東西殿の構造分離（完全分社化）が必要である、との意見に賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容（該当部分）	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		競争環境の促進、ユーザーが享受するサービス品質の向上という観点で、NTT 東西殿の構造分離（完全分社化）が必要である、との意見に賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容（該当部分）	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見		NTT グループドミナンスの問題については、1999 年の分割後の経緯を見ても明らかな様に、単に構造分離を実施するだけでは市場占有率の課題が解消するには至らず、完全な資本分離を伴うことが必要、不可欠な措置と考えます。

※なお、「提出された意見内容（該当部分）」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	BBIX株式会社
-------	----------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		情報アクセス権として離島や過疎地に係わらず全国あまねく光ファイバサービスが提供されるべきと考えます。よって、上記の意見内容に賛同いたします。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分がNTT東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富なNTT社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	

		<p>このことを解消するためにはNTT東西のアクセス(管理)部門を分離し、NTT東西の営業(利用)部門とその他の接続事業者が公平にNGN網へ接続できる環境を整え、アンバンドル機能を充実すべきと考え上記意見に賛同します。</p>
<p>「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見</p>	<p>提出された意見内容(該当部分)</p>	<p>有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>NTT東西との接続においては、ソフトウェア開発費用や工事費及び手続費等の高額な接続事業者コスト負担が求められ、その高額なコストがひとつの参入障壁となっています。具体的にはソフトウェア等の開発についてはNTTデータなど、工事費及び手続費についてもNTT東西の子会社やグループ会社へ業務委託されており、NTT持株会社を頂点としたNTTグループ内取引ではコストの高安はグループ全体の収益にはあまり関係無く、高額なコスト負担を強いられている接続事業者の新サービス等の構築を阻害する要因となっております。</p> <p>よって、NTT東西のアクセス部門を構造分離(完全分社化)することは今後の光ブロードバンド利用率向上のための料金低廉化につながるものと考えます。よって、上記意見の内容に賛同いたします。</p>

以上

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	サクサ株式会社
-------	---------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	全般
	意見提出者	—
	提出された意見内容 (該当部分)	光アクセス回線の機能分離ならびに構造分離に対する意見全般
上記の意見内容に対する再意見	<p>今回提出された意見の中では、光アクセス回線の機能分離ならびに構造分離については、多くの課題がある旨の意見が多数寄せられています。</p> <p>本件に対する弊社の考え方も、以下の理由から、光アクセス回線の機能分離等は検討すべきでないと考えます。</p> <p>◆利用者[ユーザ]にとって、より良いサービスか否かは、アクセス回線だけでなく、利用者から直接見える情報端末、更にはNWサービス、コンテンツやアプリケーション等のトータル評価で決まります。また、これらの各分野で、それぞれの事業者が幅広い競争と連携を行い、その結果としてより良いサービスが生まれ、利用者がそのメリットを享受できると考えます。</p> <p>◆アクセス会社設立による構造分離等は、利用者の利便性やその会社の投資インセンティブ、経営の効率性等の課題が大きく、実施の検討にあたっては、相当の時間と労力、コストが必要と考えます。</p> <p>一方、ブロードバンドの利用促進に貢献する大きな要素の一つとして、魅力あるサービスや情報端末の提供がありますが、初期は価格との関係で早期普及が難しいことは常であります。従って、光アクセス回線の機能分離等の検討に労力等をかけるより、新しいサービスや端末等の開発促進ならびに利用者の端末購入等に対する支援策を行っていただく方が、利用者の利便向上ならびにメーカーの国際競争力強化の面でも、メリットが大きいと考えます。</p> <p>◆メタル回線の早期撤去については、ISDN 関連や公衆電話等、メタル回線でしか提供できていないサービスならびに端末の局給電等の課題も多くあることから、これらサービスの需要動向や対応策、さらには各分野との調整等を総合的に考慮し、利用者に混乱を与えないように進めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	全国通信用機器材工業協同組合
-------	----------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	46
	意見提出者	社団法人 関西経済同友会
	提出された 意見内容 (該当部分)	(意見項目 2 関連) 国際競争の観点からも、競争領域はインフラではなく、サービス分野に世界的にシフトしている。Google、Twitter、SNS や iPad などを活用した多彩なサービスは全て米国発で、これらを鑑みても、わが国はサービス創造で立ち遅れていることは正直否めない。各企業が、これまで自助努力で築き上げてきた企業資産を、企業の責任において活用していくことが経済原理の観点からも最も有効であり、現行の競争政策スキームを推進させるべきである。
	意見番号	278
	意見提出者	名古屋商工会議所
	提出された 意見内容 (該当部分)	(意見項目 2 関連) アクセス部門会社設置の場合、方法によってはその資本力や収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。
	意見番号	142
	意見提出者	米国商工会議所
	提出された 意見内容 (該当部分)	(意見項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。 ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。
意見番号	196	
意見提出者	東北インテリジェント通信株式会社	
提出された 意見内容	(意見項目 2 関連) 例えば、行政の場合、電子政府、教育や医療等の分野におい	

(該当部分)	<p>て、ICT の利活用の促進に向け省庁横断的に取り組み、通信設備・サービス購入におけるエコポイントや電子政府申請料の割引といった政策を推進するなどが考えられます。</p> <p>アクセス回線会社の分離は、これまでリスクを負って設備投資を行い「設備競争」及び「サービス競争」を実施してきた事業者に多大な影響を及ぼすおそれがあります。基本的方向性にも示されているように事業者間競争は、「サービス競争」と「設備競争」の両面から促進することが重要であり、アクセス回線の分離等は「設備競争」を否定することであり、結果として、「技術イノベーションの阻害」、「インフラの脆弱化及び「地方の衰退」にもつながりかねないことから取るべき選択肢ではないと考えます。</p>
意見番号	256
意見提出者	日本電信電話株式会社
<p>提出された意見内容 (該当部分)</p>	<p>(意見項目 2 関連)</p> <p>ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォースで議論が集中したアクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISP など、広く情報通信全体にわたる議論が必要であり、ネットワークの設備やサービスにおける競争だけでなく、コンテンツやアプリケーション等の競争が重要です。</p> <p>とりわけ、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育、医療等において、政府自らが率先して ICT の積極的な利活用に取り組み、ICT の利用を促進する省庁横断的な取組みによる規制改革を断行することが必須であり、その取組みによりブロードバンド利用のハードル自体を下げることによって、ICT 利活用が促進されるものと考えます。翻って、ICT 利活用が進めば、事業者や自治体による基盤整備のニーズも高まるものと考えます。</p> <p>光アクセスの機能分離や構造分離については、ユーザ利便やイノベーション、投資インセンティブ、経営の効率性、企業価値といった様々な観点からの課題も多く、また、これまで NTT と設備競争をしてきた電力系や CATV 事業者の事業運営にも大きな影響をおよぼすことから、とるべき選択肢ではないと考えます。なお、仮に分離を行うとした場合には、実施に時間とコストがかかるためにブロードバンドの普及をかえって阻害する可能性が高いと考えます。</p>

上記の意見内容に対する再意見

上記の列記した意見内容は以下述べる再意見に関連するものとして一括挙げさせていただきました。

まず、意見番号 46、278 は経済団体から出された意見であり、ともに国際競争力の観点から国内産業の活性化にブロードバンドを据えていることと併せ、アクセス会社の分離は技術開発力などの低下などを招くのではと危惧している点に同感です。

次の 142 の意見は、国際競争の最大のライバル国の一つである米国の団体から出された意見であります。米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理困難であるがゆえうまくいかなかったと述べられています。非常に早い速度で技術革新、サービス開発が行われるこの分野において、国際競争上の点から、また日本の国益の観点からもコストと時間がかかるような政策はとるべきではなく、先例として大いに参考とすべき内容です。

196、256 は共に事業者からの意見であります。アクセス会社の分離は、各種弊害が多く発生することが指摘されています。とりわけ、256 の意見にあるように、仮に分離を行うとした場合には、実施に時間とコストがかかるためにブロードバンドの普及をかえって阻害する可能性が高いことが指摘されています。日本の国益のためにも分離は決して取るべき道ではありません。

利用の促進について、142 の意見にあるように、FTTH のみに重点をおいて論議するのではなく、地理、地形、人口密度に応じて無線、衛星などの技術を同様に扱うべきとの意見は費用対効果の経済原則から、もっともであります。また、256 の意見で述べられているように、アクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISP など含めた議論が必要であり、これらそれぞれの競争が利用の促進を図る有効な手立てとの意見は至極当然です。

以上、政府には、時間・コストのかかる分離政策をとるのではなく、アクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISP の競争を促進し、電子政府、教育や医療等の分野において、ICT の利活用の促進に向け省庁横断的に取り組むことで、世界を先導するブロードバンドサービス最先進国日本の実現を後押しすることを強く望みます。

これらの取組みの成果次第では、海外にアクセス技術とサービス等をパッケージにした輸出が促進されることも期待でき、延いては国内産業の活性化にも繋がるものと考えます。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	21
	意見提出者	個人
	提出された 意見内容 (該当部分)	アクセス網の光化はNTTが民営化後、経営努力により、取組んできたものであり、単純にアクセス網の整備をNTTに押し付けそれを他事業者が使わせろと言うのもおかしい
上記の意見内容に対する再意見	そうであろうか？もともとNTTは電電公社時代の財産をもとに独占的に投資してきたので、一民間企業が自社努力でインフラを整備していたのではないと思う。マーケットに一匹のクジラが泳いでいると絶対に活性化しない。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>まず、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤100%整備の主体を担います。この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの光回線を引き込むことを基本としますが、当該整備に係る設備投資額は約2.5兆円と試算しています。(詳細は後述)</p> <p>また、本設備構築については、5年間での実現可能性と収益性に係る検証が必要となりますが、前者については、工事の効率化により、期限内での対応が可能であり、後者については、メタル回線の撤去による費用削減効果等により、公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字経営可能な安定的な事業体とすることが可能と弊社共は考えています。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>国の財政状況が逼迫している中、仮にソフトバンクがいうように公的支援に頼らず、民間で黒字経営可能な安定的な事業体とすることが可能であれば、それがベストな方法だと考える。したがって、この部分が本当に実現可能であるのか、総務省が主体となって検証すべきである。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	コマースオペレーション株式会社
-------	-----------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		人々の生活を豊かなものとするために「光の道」は不可欠と考え賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分がNTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富なNTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
	上記の意見内容に対する再意見	
上記の意見内容に対する再意見		平行した設備投資はコストの負担へと直接つながります。また従来の設備を維持することは光回線への移行をも妨げメリットがありません。提出された意見に賛同します。

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		公的サービスの無料利用に賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
上記の意見内容に対する再意見		賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		平等な自由競争は不可欠です。賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		前述の通り賛同します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見		前述の通り賛同します。

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	256
	意見提出者	日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>② ブロードバンドの基盤整備 (90%→100%)の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアカバー率は世界一であること ・民間ベースの設備投資が基本である ・光に限らず CATV や無線ブロードバンドの中から住民ニーズを踏まえた最適な技術で基盤整備されてきた <p>③ ブロードバンドの利用促進 (30%→100%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの設備やサービスにおける競争だけでなくコンテンツやアプリケーションの競争が重要 ・政府が自ら率先して ICT の利用促進に取り組む ・電力会社等の他社の事業運営に影響を及ぼす
上記の意見内容に対する再意見		<p>②ブロードバンドの基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 株主の私としてはローカルな未整備地区への展開は必要であるがニーズの有無と収支をみて採算の合うような投資が必要であり、利用されないものを整備していく必要はないと考える。 ・アクセス部門分離により NTT の企業価値が低くなるのは絶対反対である。光の設備を持ち、サービスの提供を一貫して行う事業者であることが NTT の強みである。 <p>③ ブロードバンドの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光に統一して一般電話も低廉な料金として巻き取り早急に普及率を 100%にするという他社の考え方は独断的であり反対する、今でも携帯電話と iPod のようなスマートホンがあれば十分という人もいる、利用促進は行政と一体となった普及率の底上げを行うことが良い。 そして株主として NTT に期待することはお客様のニーズに合わせた多様なサービスを提供し、その中でシェアを確保することである。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	280
	意見提出者	西日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>「光の道」の整備方法について</p> <p>(1) 基盤整備(整備率90%→100%)について 光(FTTH)は、「光の道」実現に向け整備すべきインフラとしての代表例であり、地理的条件や経済合理性の観点から、無線による方法もあると整理されています</p> <p>(2) ブロードバンドの普及(光の利用率30%→100%)について アクセス事業者をはじめ、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP 等がそれぞれの役割を果たしていくことが必要であると考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>(1) の項目に対し、利用者として基本的に NTT 西日本の意見に賛成である。「光の道」は超高速ブロードバンド基盤を象徴する言葉として使用されているもので、光だけが通信設備と固定せず、既存のケーブル設備とか、CATV 設備とか、移動体設備による取り組みも、対象として位置づけるべきと考える。</p> <p>(2) の項目に対し、提出意見の中にも一部記述されているが、それぞれの事業者等が役割分担しつつ相互協力することで、より利用者の利便向上を図る検討が必要で、特定の業種及び設備に特化した検討は利用者も限られるため避けねばならないと考える。よって NTT と同様に多様なサービスと多様な提供者で進めていくことに賛成である。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.280
	意見提出者	西日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>1. 「光の道」の整備方法について</p> <p>不採算エリアの整備にあたっては、光だけでなく、CATVや無線を含めた検討が必要であると考えます。</p> <p>2. 「光の道」実現のための競争政策の在り方について</p> <p>機能分離や構造分離は、時間とコストがかかることから、ブロードバンドの普及をかえって阻害するこのであり、ユーザ利便、イノベーション・投資インセンティブ、経営の効率性、企業価値等の観点からも課題が多く、取るべき選択肢ではないと考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>1. 利用者の私からみれば色々なサービスを受けられることに魅力がある。ブロードバンドといえば今は一般的に光設備をイメージするが、CATVや無線でもサービスは提供できる。光だけで100%整備するのではなく、各種設備トータルでブロードバンドを普及させるべきであり、その意味で私はNTT西日本の提出された意見に賛同する。</p> <p>2. NTT株主として組織の機能・構造分離は、多大なコストと時間もかかり、またイノベーションを阻害し、更にインセンティブも働かなくなるなど、ブロードバンドの普及に決して繋がらない。その意味で私は、NTT西日本の提出された意見に賛同する。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	2. 超高速ブロードバンドサー微意の利用率向上 ①民間事業者による取り組み 要員確保・インセンティブ
上記の意見内容に対する再意見	<p>①・2015年完了目標の工事に向けて 小規模な通信工事会社を営む、経営者としてはケイ・オプティコム社の工事に関わる意見には大賛成である。 ・工事が増加するのはありがたいが、問題も増加する 必要な人員の確保そしてその要員育成、安全・品質の担保に関わる費用の増大、増員となった場合のペイ 出来る売り上げと収益の担保、5年後の雇用確保の問題などである。</p> <p>これであまり利益の薄い工事費となればどこかで手を抜くようなことになっていく。2倍から3倍もの工事量をこなしていくことはそれだけのリスクを大なり小なりの工事会社も負っていくことになる。実現せんがための無理な工事費の削減はやめていただくとともに5年間だけでなく継続した計画にしていきたい。</p>	